

令和 7 年 11 月 25 日

関係事業者団体代表者 殿

国税庁課税部酒税課長

原料米をはじめとする原材料費等の適正な転嫁等について（要請）

平素より、酒類行政及び税務行政について御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年の物価高騰等により、原材料費、物流費、資材費等、酒類の製造及び流通販売に係るコストが上昇している状況が続いています。

特に、日本酒や本格焼酎等を製造するために必要な原料である米については、主食用米の価格高騰等の影響を受け、不足が生じるとともに、調達価格がこれまでにないほど上昇しており、酒類製造業者の経営に深刻な影響を与える事態となっています。

こうした中、酒類業の健全な発達のためには、消費者の視点を意識しつつも、各酒類業者が適正な利潤を確保し、公正な取引を行っていくことが重要です。

例えば、酒類製造業者は、原材料費等の各種コスト上昇分について、適正な価格転嫁を行うことが必要です。また、酒類販売業者は、酒類製造業者等から仕入れた価格に流通コストの上昇分を適正に反映した上で販売価格を設定し、かつ、公正な取引条件の設定を妨げぬよう酒類取引を行うことが必要です。国税庁としては、生販三層のそれぞれにおいて、酒類が消費者の手に渡るまでの取引が適正に行われることが、業界全体が健全に発達していく極めて重要な要素であると認識しています。

また、人件費についても、令和 7 年 11 月 21 日に閣議決定された『『強い経済』を実現する総合経済対策』において、中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備を行うこととされており、その一環として、中小企業・小規模事業者が物価上昇を上回る賃上げを継続するための原資の確保に資するべく、価格転嫁・取引適正化の徹底を図ることとされています。

ご承知の通り、酒類は、酒税の課される財政上重要な物品であるとともに、致酔性及び習慣性を有する等、社会的に配慮を要するものであり、国税庁では、「酒類の公正な取引に関する基準」及び「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「基準等」といいます。）を制定し、公正な取引環境の整備に努めてきたところです。

基準等においては、酒類業者が、正当な理由なく総販売原価を下回る価格で酒類を販売することや、取引上優越した地位にある酒類業者が、コスト上昇分の価格転嫁の必要性を

背景とした取引条件の見直しの申入れを一方的に拒否するなど、公正な取引条件の設定を妨げるような不利益な取扱いをしてはならない旨を定めています。

酒類業者の皆様におかれては、このような状況を踏まえ、改めて価格転嫁の必要性について十分に御理解いただき、酒類の公正な取引に努めていただくようお願いいたします。

貴団体におかれては、本要請文を会員企業の皆様に周知いただくとともに、周知を受けた個々の企業におかれては、経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、国税庁では、酒類業界における価格転嫁の状況を注視するとともに、酒類の取引状況等実態調査により問題のある取引が認められた場合には、基準等に基づく指示や指導を行うなど、厳正に対処していくこととしています。

この点についても、併せて周知いただきますようお願いいたします。

(以上)

【参考】関連資料

- (1) 酒類に関する公正な取引のための指針（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/shozei/060831/01.htm>

- (2) 酒類の公正な取引に関する基準（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/law/kokuji/220331/01.htm>

- (3) 適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画（酒類業中央団体連絡協議会）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku/food_alcohol.pdf

- (4) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（公正取引委員会）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

- (5) 価格交渉・転嫁の支援ツール（中小企業庁）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shien_tool.html